

ID: 3

担当部署: 総務課

処分の概要	行為の許可の取消し		
例規名 根拠条項	村田町庁舎管理規則 第5条第4項		
例規番号	昭和51年規則第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条第4項の規定による。 (物品の販売等)</p> <p>第5条 庁舎内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理責任者が庁舎管理上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること。 (2) 広告物、ポスターその他これらに類する物を掲示すること。 (3) テントその他これらに類する施設を設置すること。</p> <p>2 前項ただし書の許可を受けようとするものは、あらかじめ管理責任者に許可の申出をしなければならない。</p> <p>3 管理責任者は、第1項ただし書の許可をする場合においては、必要な条件を付し、又は指示することができる。</p> <p>4 管理責任者は、第1項ただし書の許可を受けた者が前項の規定に基づく条件又は指示に違反したときは、その許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日